

平成15年2月27日 最高裁第一小法廷判決  
商標権侵害差止等請求事件〔フレッドペリー事件〕  
(原審、大阪高等裁判所 平成13年(ネ)第425号)

[ 要旨 ]

- 1 いわゆる並行輸入が商標権侵害としての違法性を欠く場合
- 2 外国における商標権者から商標の使用許諾を受けた者により我が国における登録商標と同一の商標を付された商品を輸入することが商標権侵害としての違法性を欠くとはいえないとされた事例

[ 事案の概要 ]

- ・ F P H社は中国を含む世界110ヶ国で「フレッドペリー」商標権を有している。
- ・ オシア社はF P H社から製造地域を指定して、契約により「フレッドペリー」商標の使用許諾を受けている。
- ・ オシア社は契約による製造地域外の中国で製造した商品に「フレッドペリー」商標を付して日本へ輸出し、上告人がこれを販売している。
- ・ 日本の「フレッドペリー」商標を主張できる権利者はF P H社より専用使用権の設定登録を受けたヒットユニオン社である。

[ 争点 ]

- ・ 上告人が契約地域外の中国で製造され、「フレッドペリー」商標を付した商品をオシア社から輸入する行為は並行輸入として違法性を欠くか。

[ 判決要旨 ]

本件商品の輸入は、いわゆる真正商品の並行輸入と認められないから、実質的違法性を欠くということとはできない。

従って上告人による本件商品の輸入販売行為は、被上告人の本件専用使用権を侵害する。

[ 理由 ]

- ・ 並行輸入の認められる要件
  - 1 当該商標が外国において適法に付されたものであること。
  - 2 日本の商標権者が外国商標権者と同視し得る者であること。
  - 3 輸入商品が、日本の商標権者の商品と品質が同一であること。

- ・輸入商品は並行輸入要件を満たしていない
  - ・オシア社が契約地域外の中国で製造させた商品は、適法に本件商標が付されたものではない商標の出所表示機能を害する。
  - ・契約地域外で製造された商品には商標権者の品質管理が及ばず、商標の品質保証機能を害するおそれがある。

## [ 注意点 ]

真正商品として許される並行輸入が、

- ・商標機能の点から判断されたこと、
- ・品質保証機能に加うるに商標権者の品質管理機能の有無が判断材料になっていること、

に注意を要する。

## [ 参考 ]

本件と同一事案について各裁判所で判断が異なっている。

- ・東京地裁 平成11年(ワ)第6024号  
契約地域外で製造された商品であっても、契約違反は当事者間内部の問題にすぎず、FPH社から許諾を受けたオシア社の商品であり、出所表示機能は害されていない。並行輸入に違法性を欠く。
- ・東京高裁 平成13年(ネ)第5931号  
製造地域制限条項に違反して中国で製造した商品にはライセンサーの品質管理が及ばず、当該輸入商品については、品質保証機能が害されている。真正商品の並行輸入に該当せず違法性が存する。
- ・大阪地裁 平成9年(ワ)第8480号  
契約地域外での製造は、商標の出所表示主体の品質管理権能を実質的に排除して為されたもので、オシア社によってなされたものであっても適法に商標が付されたものとはいえない。真正商品であるとは言えず、並行輸入には違法性が存する。
- ・大阪高裁 平成13年(ネ)第425号  
大阪地裁判決と同趣。

以 上

注意事項：

- ・三協国際特許事務所では利用者がこの情報に基づく一切の行為について、何ら責任を負うものではありません。
- ・転載、引用、複製を行なう場合は、必ずご連絡下さい。